平成２１年（ヒ）第２２号
栃木市城内町１丁目１番７号
清算株式会社　藤岡松金工業株式会社
代表清算人　荒川　正二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、債権者らに対する残債務全額の免除を受ける。
2　清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前項記載の全債権者の残債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で喪失する。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等会社法第515条３項括弧書内の債権は、これを随時支払う。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第２３号
栃木市城内町１丁目１番７号
清算株式会社　マツキン物流株式会社
代表清算人　荒川　正二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、債権者らに対する残債務全額の免除を受ける。
2　清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前項記載の全債権者の残債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で喪失する。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等会社法第515条３項括弧書内の債権は、これを随時支払う。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第２４号
栃木市城内町１丁目15番15号
清算株式会社　松金物産株式会社
代表清算人　荒川　正二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、債権者らに対する残債務全額の免除を受ける。
2　清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前項記載の全債権者の残債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で喪失する。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等会社法第515条３項括弧書内の債権は、これを随時支払う。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第２５号
栃木県栃木市小平町５番18号
清算株式会社　昭和総合リース株式会社
代表清算人　荒川　正二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、債権者らに対する残債務全額の免除を受ける。
2　清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前項記載の全債権者の残債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で喪失する。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等会社法第515条３項括弧書内の債権は、これを随時支払う。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第２６号
栃木市城内町１丁目１番７号
清算株式会社　栃木松金株式会社
代表清算人　荒川　正二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、債権者らに対する残債務全額の免除を受ける。
2　清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前項記載の全債権者の残債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で喪失する。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等会社法第515条３項括弧書内の債権は、これを随時支払う。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第２７号
栃木市平柳町１丁目18番18号
清算株式会社　株式会社マツキン住宅
代表清算人　荒川　正二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、債権者らに対する残債務全額の免除を受ける。
2　清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前項記載の全債権者の残債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で喪失する。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等会社法第515条３項括弧書内の債権は、これを随時支払う。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第２８号
栃木市城内町１丁目１番７号
清算株式会社　松本アルミ工業株式会社
代表清算人　荒川　正二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、債権者らに対する残債務全額の免除を受ける。
2　清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前項記載の全債権者の残債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で喪失する。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等会社法第515条３項括弧書内の債権は、これを随時支払う。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第２９号
栃木県小山市大字卒島2106番地
清算株式会社　秋田松金株式会社
代表清算人　荒川　正二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、債権者らに対する残債務全額の免除を受ける。
2　清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前項記載の全債権者の残債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で喪失する。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等会社法第515条３項括弧書内の債権は、これを随時支払う。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第３０号
栃木市樋ノ口町518番地
清算株式会社　栃木協同環境株式会社
代表清算人　荒川　正二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、債権者らに対する残債務全額の免除を受ける。
2　清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前項記載の全債権者の残債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で喪失する。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等会社法第515条３項括弧書内の債権は、これを随時支払う。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第３０１５号
大阪市西区阿波座１丁目６番１号
清算株式会社　ウエスト・ハウス株式会社
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
1　特別清算債権の定義
本協定における特別清算債権とは、清算会社に対して発生した債権のうち、平成21年４月13日（以下「特別清算開始決定日」という）の前日までの原因に基づいて発生した債権をいう。
本協定における特別清算債権者とは、特別清算債権を有する債権者をいう。